

FAQ(よくある質問)：グレートブリテン (GB)への有機製品の輸入

有機製品をグレートブリテンへ輸入するための規則とは何か？

有機製品をグレートブリテンへ輸入する事業者は英国(UK)の認定認証機関により登録・認証されなければならない。輸入業者は認証機関による年度実査を受けなければならない、その中で受け取った商品のサンプルが検分され、関連する承認された GB の検査証明書 (COI)は、その他すべての添付書類と照合される。輸入業者は許可証により輸入する認証を受けている製品の一覧表を入手する。

UK 以外の地域からグレートブリテンに輸入される有機製品には GB の COI が必要となる。

EU、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインおよびスイスから輸入される有機製品は追って通知するまで COI は必要ではない。しかしながら、英(UK)-EU 貿易・協力協定別表 14(有機製品)の要件はまだ満たす必要がある。主要な移動シナリオに関する詳細な情報は別表 A をご覧ください。

第一荷受人は認証を受けなければならないか？

はい、荷受人と輸入業者は英国(UK)の認定認証機関による認証を受ける必要がある。

英(UK)-EU貿易・協力協定 (TCA) はどのような有機製品に適用されるのか？

英(UK)-EU貿易・協力協定の一環として有機貿易を目的として英EU同等性に合意している。有機同等性はTCAの別表14(有機製品)に取り込まれており、以下の範疇を対象としている：

- A. 未加工農産物
- B. 生動物或いは未加工動物製品(蜂蜜含む)
- C. 水産養殖製品および海藻類
- D. 食品用加工農産物
- E. 飼料用加工農産物
- F. 種苗・繁殖用材料

この製品はGBで受け入れられるためにはEUで生産或いは加工される、或いは、EUで受け入れられるためにはGBで生産或いは加工されなければならないことに留意願います。

この貿易・協力協定は別のUK以外の地域で生産あるいは最終加工が行われた商品を英国或いはEUで加工されないで、英国(UK)・EU間で取引することを許可していない。

全詳細はこの貿易・協力協定別表14(有機製品)で見ることが出来る。

輸入業者は何処に拠点を置くか？

商品がGBへ輸入される場合、輸入業者はGBで設立されていて、英国(UK)の認定有機認証機関に登録されていなければならない。

紙ベースの輸入システムを使うために登録する必要があるか？

いいえ、紙のCOIと関連手引は登録なしで使用できる。有機の食品或いは飼料をGBへ輸入しようとする者は英国(UK)の認定認証機関による認証を受けなければならない。当該英国健康保護局へ電子メール送付された検査証明書PDFは受諾される。

有機製品の到着を港に事前通知する必要があるか？

輸入業者は港に対して書面で有機貨物の事前通知をしなければならない。これは商品固有の事前通知に加えて有機製品規則2009の第6-(2)項が言及する事前通告が要求される。

それによれば、“そのような通知は空輸で到着する委託貨物に関しては少なくとも6時間前に、その他の手段で到着する委託貨物は少なくとも24時間前に行われなければならない。”

有機商品は特定の入国地点でGBに入国する必要があるか？

有機商品は通常GBの国境管理所において検査を受ける；つまり、入国地点は商品の種類およびその委託貨物が物理的検査・試験を必要とするかどうかによって異なる可能性がある。不確かな場合は、英国(UK)政府ウェブの手引きで調べてください。

GB・北アイルランド (NI) 間を移動する有機商品は検査証明書を必要とするか？

NIからGBへ移動する有機製品

拘束されない市場アクセス保護が対象となるNIからGBへ輸送される北アイルランド商品(対象となる北アイルランド商品の定義(EU離脱)規則2020に規定されている通り)に適用となる。これらの保護はNIの取引業者がこれらの商品がEU基準を満たす場合であっても、如何なる新たな検査や統制を受けることなくGB市場に商品を継続して上市出来ることを保証する。それ故、適格であれば、NIからGBへの有機製品の移動には変更はなく、検査証明書(COI)は必要ない。北アイルランド商品の資格のあるこの定義を満たさない有機商品はGBの輸入制度の基づき関連する要件の対象となる。

GBからNIへ移動する有機製品

GBからNIへ移動する商品に関して、最近合意した「ウインザー枠組み」取り決めが提示されている。この「ウインザー枠組み」に基づき、GB有機基準を満たす小売農産物商品は「新北アイルランド小売移動システム」を介してGBからNIへ移動してNIにおいて販売のため市場に出すことが出来る。

英国(UK)・EU間の同等性協定のため、「新北アイルランド小売移動システム」を介して移動する、要件を満たさない有機商品は、これらの商品がGB基準を満たす場合は、依然としてGBからNIへ移動出来る、しかしながら、それらはEUの輸入システムであるTRACES NTを使って有効なCOIが添付されなければならない。これらの費用は移動支援システムにより賄われるのでCOIの支払いをする必要はない。

以下を行うためには貴認証機関に問い合わせ願います。

- ・GBからNIへ商品を移動するためにTRACES NT上で貴社を承認する
- ・輸入要件に関して最新情報を入手する

貿易関税は現在と同様となるのでしょうか？

英国(UK)政府のウェブ(gov.uk)の関税の手引きで調べてください。

UK以外の地域から輸入されている畜産物には港で何か追加検査があるのか？

英国(UK)政府のウェブ(gov.uk)の輸入手引きで調べてください。

UK以外の地域およびUK以外の国の認証機関は紙ベースのGBの輸入手続きをどのようにして認識されているのか？

環境食糧農林省(DAERA)は我々が認めている地域及び承認しているUK以外の国の認証機関に連絡を取ってGBへ有機製品を輸出するためにどのような規則・手続きが整っているか知らせている。

有機委託貨物が承認されたCOIなしでGBに到着した場合はどうなるか？

有機委託貨物が承認された検査証明書なしで到着した場合は、その委託貨物は有機として通関できない。

その商品は下記いずれかとならざるを得ない：

- a) 有機を示す全てを除去して再ラベル表示がなされる
- b) 非有機として再輸出される或いは
- c) 破棄される

関連する輸入規則を遵守していない有機貨物がGBに入着した場合どうなるか？

GBへ輸入したい有機商品が関連する輸入規則を満たしているか確認することが重要である。

関連する輸入規則を遵守していない有機貨物がGBに入着した場合は、その貨物は拒否或いは返品される可能性がある。

輸入者がその製品を有機として販売することを意図していないため、製品は有機に言及されているがCOI・事前通知がない場合はどうなるか？

ラベル表示、マーケティング或いは商取引文書上で有機に言及されている場合、たとえこれらの製品が有機として販売されることを意図してなく輸入業者がその製品を販売する前に有機への言及を除去するとしても、規制の対象となっている製品は輸入出来ない。有機への言及はその製品が輸入される前に除去されなければならない。これらの製品は当該監督官庁の監督の下で有機への言及を除去するために再ラベル表示することが出来る。

この規則はX%有機とラベル表示されている製品、及び/或いは原材料リストにおいてのみ有機に言及している製品にも適用されるか？

はい、有機に言及している製品は対象範囲に含まれ、認証されていなければならない。

紙のCOIs原本は必要か？

いいえ、現在は電子(PDF)COIsが認められている。この変更は事業者・認証機関・港の負担を削減し、有機の紙のCOI原本はもはや不要であるので事業者のお金を節約するため非常に好評。

GB有機ラベル表示に関する現在の規則とは何か？

その有機製品がGB, EU或いは他のUK以外の市場向けに生産されたかによって様々なラベル表示要件がある。有機食品の生産者は自らの商品を有機としてラベル表示して上市したい場合は、いずれかの有機認証機関に登録しなければならない。彼らは費用・所在地・ニーズに基づき、どの認証機関に登録するか決めることが出来る。GB規格認証を受けた事業者は引き続き英国(UK)で割り当てられた認証機関コード番号を食品ラベルに含めなければならない。

包装済み食品は農業由来の原料の少なくとも95%が有機である場合、“有機”としてのみラベル表示することが出来る。非有機食品(従来の食品)の原材料は、GB或いはEUの有機基準を満たし有機として認証されている場合は、有機と記載することが出来る。

英国(UK)とEUの有機ラベル表示規則はいずれも、“英国(UK)農業”、“EU農業”といった農業由来の記述をラベルに含めることを必要としている。更に、他のUK以外の国へ商品を輸出している英国の生産者はその輸入国の有機ラベル表示要件を遵守する必要がある。

上記ラベル表示変更は2021年1月1日から適用される。ただし、GBにおけるラベル表示変更のための移行期間のため、英国市場に上市される製品には2023年末までにこれらの変更を行う必要がある。

何処からどんな有機製品を輸入出来るのかは、どのように見つけることが出来るのか？

環境食糧農林省(DAERA)は、承認されているUK以外の国と地域、およびグレートブリテンに輸入される有機商品のための、UK以外の認証機関のリストの更新を効率化する新しい法律を制定しており、事業者は、法律を通して調べることなく、有機製品を何処からどのような条件で輸入できるかを特定するために、(gov.uk)ウェブ上でこれらのリストにアクセスして検索出来る。有機登録簿: 第三国または地域、認証機関および監督官庁のリスト - 英国政府 (www.gov.uk)。

GBの後継電子有機輸入システムは何時出来上がるか？

COIsの署名及び押印は電子的なものでも良い。我々は電子輸入システムに向けて取り組みを続けている。我々はCOI及び輸入手続きの各段階で要する時間を削減する助けとなる効率的なシステムを開発することを目指している。

第一荷受人は委託貨物を物理的に受け取らなければならないか？

はい、COIの完成の注釈に示されているように、「21」欄は製品受領の際に、必要な検査を行った後、第一荷受人により記入される必要がある。

特定の国(或いはその他UK以外の国)を原産国とする有機製品に対する追加統制は国境管理所(BCPs)外で実行できるのか？

環境食糧農林省(DAERA)は、いくつかのUKではない国を原産国とする、幾つかのカテゴリーの有機製品は、その原産国においてだけでなくGBへの入国においても追加統制を受けなければならないことを確立している。公的統制が必要で、管理所で検査を完了させるために商品が内陸へ移送される場合は、国境管理所(BCP)において追加統制が依然として完結されなければならない。

BCPにおける公的な統制から除外されているその他の製品に関しては、自由流通のための引き渡し地点において追加の有機検査が行われる。

別表A: 英国(UK)への有機商品の移動

シナリオ	商品の原産国	(UK以外の国から商品を金銭的に購入する)輸入者	入着国	最終仕向国	検査証明書の種類	2021年1月1日手続き
1.	追って通知があるまでEU、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスを除くUK以外の国	GB	GB 一商品は直接GBに輸入・通関される	GB	GBのCOI	GBのCOI手動プロセス、検査はGBへの最初の入国地点あるいは現地の取引基準によって行われる必要がある
2.	追って通知があるまでEU、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスを除くUK以外の国	GB	商品はEU・NIを經由してGBへ一貫輸送、EU・NIでは通関不要	GB	GBのCOI	GBのCOI手動システム、検査はGBの最初の入国地点あるいは現地の取引基準によって行われる必要がある
3.	NI	GB	GB 商品はNIからGBへ輸入される	GB	COIは不要	COIsは不要
4.	GB	NI	NI-商品はGBからNIへ輸出される	NI	EUのCOI	TRACES NT によるEUのCOI、NIで通関
5.	EU、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスを除く国	NI	商品はGBを經由してNIへ一貫輸送、GBでは通関不要	NI	EUのCOI	TRACES NT によるEUのCOI、商品はEU/NIの最初の入国地点にて通関
6.	EU	NI	NI-商品はGBを經由してNIへ一貫輸送、GBでは通関不要	NI	COIは不要	COIは不要

GB: グレートブリテン、NI: 北アイルランド、COI(s): 検査証明書